

Data
データでみる
2019年度本試験択一式

福本 力哉 講師

辰巳法律研究所

<http://www.tatsumi.co.jp/>

データでみる 2019 年度本試験択一式

(1) 事前準備

1. ケアレスミス無くす工夫はしているか

(Ex.) 正しい or 誤りのどちらを解答するのかチェック、解答番号を正確にマークシートへ記入できているか、決めた通りの時間配分で解いているか

ケアレスミス無くすための一連の工夫を過去問で体に覚え込ませましょう。その後、模試で確実に実践できているかを確認して下さい。

2. 最短で解答する方法は身につけているか

(Ex.) 短い肢から解く、得意な知識のキーワードを探す、漢字や数字から解きやすい肢を探す
本試験では緊張と焦りから流し読みをしてしまい同じ肢を 2 回読むこともあります。

それを分かった上で時間短縮を狙わなければならないので、いかに早く下記 (2) 1. の軸となる肢を探せるかを過去問の段階から練習しておく必要があります。

(2) 得点に直結する解き方

1. (組合せ問題の場合) 軸となる肢を探せる知識を身に付けているか

軸となる肢を見つけるだけで二択に絞ることができます。このために正確な知識を身につける必要があることの再認識をしましょう。

軸になる肢とは…いわゆる「簡単に解ける肢」を軸にする。

本年度の本試験でいう軸となる肢の例 (合否を分ける可能性がある問題から抜粋)

・午前

問 17 ウ (全体正答率 62.3%) 4 を選択して誤答した基準点到達者…17.4% 不到達者 42.9%

問 33 オ (全体正答率 46.7%) 3 を選択して誤答した基準点到達者… 1.4% 不到達者 27.1%

問 34 エ (全体正答率 49.5%) 1 を選択して誤答した基準点到達者… 8.2% 不到達者 33.0%

・午後

問 5 イ (全体正答率 68.7%) 5 を選択して誤答した基準点到達者… 7.0% 不到達者 23.4%

2. 未出の知識や分からない論点を推理する方法

その制度の趣旨 (いわゆる「基本」) や、類似の知識との比較から推理をします。

本試験では未出の知識や分からない論点が出題されることが大前提です。知識でカバーすることもできるかもしれませんが圧倒的な記憶が必要になるので現実的ではありません。

推理には趣旨・比較を使いますが、特に趣旨は直前期には流し読みをしがちなので時間のある年内に覚

えておきましょう。

推理の手順例

・午前

問 34 ウ (全体正答率 49.5%) 1 を選択して誤答した基準点到達者… 8.2% 不到達者 41.2%

1.債権者保護手続は債権者が文句を言うチャンスを与えるための手続きである

2.吸収合併では合併の相手方の会社の業務内容や財産状況が自分にプラスになるのか判断してもらうために債権者保護手続は必須である

↓

吸収合併契約の効力発生日に債権者保護手続が終了していないのに効力が発生してしまうならば、債権者保護手続の最終日に文句を言おうとしている債権者は何も言えなくなる

↓

そうであれば効力発生日後に債権者保護手続を終えたとしても吸収合併の効力は生じないのではないか?効力を生じさせるとしても当然に効力が生じるわけではなく効力発生日の変更などなにかしらの手続きを踏まなければいけないのではないか?

・午後

問 31 エ (全体正答率 57.1%) 2 を選択して誤答した基準点到達者… 2.5% 不到達者 17.8%

1.新株予約権とは株式の発行を二段階に分けて行う手続きである

2.株式も新株予約権も会社自身が所有しておくことができる

↓

取得条項付株式により自己株式として会社自身が所有することができるならば、取得条項付新株予約権でも所有を続けることはできるのではないか?

強制的に消滅させられる筋合いはないのではないか?

(3) 選択するべきではない肢の紹介

・午前

問 21 ア (全体正答率 48.7%) 1 を選択して誤答した基準点到達者… 22.6% 不到達者 42.9%

3 を選択して誤答した基準点到達者… 2.4% 不到達者 18.2%

選択するべきではない理由

本問アに限らずスタートが「届出」だから終了するときも「届出」が必要だろうという視点で様々な論点をまとめていくことにより知識が整理しやすくなります。本問のアはスタートが届出なのに終了は意思表示というアンバランスな形なので、知識として持っていなかったとしても疑問に思っているところです。

問 29 オ (全体正答率 72.8%) 5 を選択して誤答した基準点到達者… 8.7% 不到達者 30.6%

選択すべきではない理由

「一定の事由」という幅広い範囲をカバーする文言にも関わらず、「～できない」と断言するのは誤りの可能性が高いと推理して下さい。

・午後

問 8 ア (全体正答率 46.0%) 2 を選択して誤答した基準点到達者… 9.0% 不到達者 26.9%

選択すべきではない理由

「○○及び○○並びに○○」といった形は数が多い分、ヒッカケを出しやすくなるのでここに疑いがかかるためアを正しいと解答するのは躊躇してほしいところです。

(4)「過去問を解くだけ」で終わらない

1.覚える努力をする

本試験では正誤の数を解答速報などでチェックして何問とれたかを把握すると思います。

では、1 日の中で間違えた過去問の数を毎日チェックしているでしょうか。

さらには机に向かっている時以外（例えばお風呂に入っている時や職場への移動中など）に間違えた過去問の論点を思い出そうとしているでしょうか。

過去問を解くだけでなく「覚える努力」をすれば知識の定着が早くなります。

2.プレッシャーをかける

本試験のプレッシャーを再現するのは困難ですが、タイマーをセットして 1 分間に 1 問解くなどしてできる限りのプレッシャーをかけて過去問を解いて下さい。

午前第 17 問

債権譲渡に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア A が種類物である商品甲を B に売却することによって将来有することになる一切の代金債権を C に譲渡したとしても、その債権譲渡契約は、譲渡の目的が特定されていないから、無効である。

イ 将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約は、その目的とされる債権が発生する相当程度の可能性が契約締結時に認められないときは、無効である。

ウ 債権の譲受人が譲渡人の委託を受け、債務者に対し、譲渡人の代理人として債権の譲渡の通知をしたときは、譲受人は、その債権の譲渡を債務者に対抗することができる。

エ 譲渡禁止特約が付された債権が譲渡された場合において、譲受人がその特約を知っていたときは、譲渡人は、譲渡が無効であることを主張して、債務者に対し、その債務の履行を請求することができる。

オ 譲渡禁止特約が付された債権について差押えをした者は、その特約を知っていた場合であっても、転付命令を得て当該債権を取得することができる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

午前第 21 問

養子縁組に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 普通養子縁組の届出が受理された後に、養子が養親よりも年長であったことが判明したときは、当該縁組の当事者の一方は、他方に対する取消しの意思表示をすることにより、当該縁組を取り消すことができる。

イ 普通養子縁組の当事者は、養子が 15 歳未満であって離縁後にその法定代理人となるべき者がいないときは、離縁の訴えによらなければ、離縁をすることができない。

ウ 夫婦が共に未成年者を養子とする普通養子縁組をした後に、当該養子が未成年者である間に離縁をするには、その夫婦の一方がその意思を表示することができないときを除き、夫婦が共にしなければならない。

エ 特別養子縁組において、養親となる夫婦の一方が 25 歳に達しているときは、他の一方が 20 歳に達していなくても、当該夫婦は養親となることができる。

オ 特別養子縁組の養親は、縁組を継続し難い重大な事由があっても、家庭裁判所に対して特別養子縁組の当事者を離縁させることを請求することはできない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

午前第 29 問

新株予約権付社債に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 株式会社は、その発行する新株予約権付社債を引き受ける者の募集をしようとする場合には、新株予約権付社債に付された募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要することとするときであっても、当該募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めることを要しない。

イ 株式会社は、新株予約権付社債を発行する場合には、各社債の金額又は社債権者の数にかかわらず、社債管理者を定めることを要しない。

ウ 株式会社は、自己新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することができる。

エ 株式会社は、新株予約権付社債を発行した日以後遅滞なく、新株予約権原簿及び社債原簿を作成しなければならない。

オ 新株予約権付社債に付された新株予約権については、当該新株予約権の内容として一定の事由が生じた場合に限り当該新株予約権を行使することができる旨の条件を定めることはできない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

午前第 33 問

持分会社に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 合名会社の定款には、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載し、又は記録することを要しない。

イ 合名会社の業務を執行する社員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該合名会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該合名会社に財産上の損害を加えたときは、当該社員には会社法上の特別背任罪が成立する。

ウ 合資会社の債権者は、当該合資会社の計算書類の閲覧又は謄写の請求をすることはできない。

エ 合同会社は、定款又は総社員の同意によって、当該合同会社が総社員の同意によって解散した場合における当該合同会社の財産の処分の方法を定めることができる。

オ 合同会社は、株式移転設立完全親会社になることはできない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

午前第 34 問

合併に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 2 以上の株式会社が新設合併をする場合において、新設合併設立会社が株式会社であるときは、新設合併契約において、新設合併消滅株式会社の株主に対して、新設合併設立会社の株式に加え、金銭を交付することを定めることができる。

イ 株式会社と株式会社とが新設合併をする場合において、一方の株式会社が他方の株式会社の特別支配会社であるときは、当該他方の株式会社は、株主総会の決議によって、新設合併契約の承認を受けることを要しない。

ウ 吸収合併契約において定めた効力発生日に債権者の異議手続が終了していない場合には、効力発生日後に債権者の異議手続を終えたときであっても、吸収合併は、その効力を生じない。

エ 吸収合併存続株式会社に対してされた株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

オ 新設合併消滅株式会社がその株主に対してする新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅会社及び設立会社の商号及び住所の通知は、新設合併契約の承認を受ける株主総会の決議後にしなければならない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

午後第 5 問

裁判によらない訴訟の完結に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 提起された訴えが訴えの利益を欠く場合には、訴訟上の和解をしたとしても、当該和解は、無効である。

イ 訴えの取下げは、和解の期日において口頭ですることができる。

ウ 当事者が期日外において裁判所に対し請求の放棄をする旨の書面を提出した場合であっても、その当事者が口頭弁論の期日に出頭してその旨の陳述をしない限り、請求の放棄の効力は生じない。

エ 口頭弁論の期日で訴訟上の和解が成立した場合において、錯誤による無効を理由に当該和解の効力を争う当事者は、口頭弁論の期日の指定の申立てをすることができる。

オ 訴えの取下げは、相手方が訴えの却下を求める準備書面を提出した後にあっては、当該相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

午後第 8 問

司法書士会に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 司法書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに司法書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

イ 司法書士会は、所属の会員の業務に関する紛議について、当該会員又は当事者その他関係人の請求がある場合には、その紛議に係る調停をすることができる。

ウ 司法書士会は、所属の会員から補助者を置いた旨の届出がされた場合には、その旨を日本司法書士会連合会に通知しなければならない。

エ 司法書士会は、所属の会員が社員である公共嘱託登記司法書士協会の業務の適正な実施を確保する必要があると認めるときは、当該業務及び当該公共嘱託登記司法書士協会の財産の状況を検査することができる。

オ 司法書士会は、所属の会員が、司法書士法又は司法書士法に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、その司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

午後第 31 問

新株予約権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 定款に A 種類株式と B 種類株式を発行する旨の定めのある会社が、募集新株予約権を発行する場合において、当該新株予約権の内容として、当該新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数を A 種類株式 1 株及び B 種類株式 2 株と定めたときは、当該定めを登記することができる。

イ 新株予約権の内容として、当該新株予約権に係る新株予約権証券を発行する旨の定めがある場合であっても、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として当該定めを記載することを要しない。

ウ 新株予約権の内容として、金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とする定めがある場合であっても、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として当該財産の価額を記載することを要しない。

エ 取得条項付新株予約権を発行している会社が、当該新株予約権を取得した場合は、取得した新株予約権の消滅による変更の登記を申請しなければならない。

オ 新株予約権の行使の条件を定めた場合において、当該条件が成就しないことが確定し、当該新株予約権の全部を行使することができなくなったときの当該新株予約権の消滅による変更の登記の申請書には、当該新株予約権が消滅したことを証する書面を添付しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>